

栃木県中学校体育連盟申合わせ事項(県中体連・県中学校長会 H30.11)

1 はじめに

平成30年3月にスポーツ庁から出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び、同年9月に栃木県教育委員会が作成した「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」に則り、運動部活動について、栃木県中学校体育連盟と栃木県中学校長会で、申合わせ事項を作成する。

2 適切な指導の実施

- (1) 運動部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理と事故防止、及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 「運動部活動指導者ハンドブック(県教委)」及び、中央競技団体が作成した指導手引きを活用する。

3 適切な休養日等の設定について、以下を基準とする。

(1) 休養日の設定

- ① 学期中は、週当たり2日以上(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上)の休養日を設ける。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ③ 大会(中学校体育連盟等主催)前において、規準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保する。

(2) 活動時間について

- ① 一日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。
- ② 朝練習を行う場合には、季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- ③ 練習試合等で規準の活動時間を超えて活動する場合には、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

4 安全管理の徹底

- (1) 日頃から、活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を集約し共有するなど、安全対策を講じる。
- (2) 各生徒の発達の段階、体力、習得状況を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、施設・用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方、医療関係者等への連絡体制を整備する。
- (3) 運動部顧問は、生徒の活動に立ち合い、直接指導することを原則とする。やむを得ず立ち会えない場合には、他の教員と連携・協力等により、安全面に十分留意した内容や方法で活動させる。
- (4) 活動時の気象情報を確認し、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等適切な処置を講ずる。高温・多湿時においては、「熱中症予防サイト」(環境省HP)や「熱中症予防指針」(公・日本スポーツ協会)等を参考に、運動の実施を判断する。

5 県大会の運営等について

- (1) 大会実施の曜日は、原則として金曜日を初日とした、金・土・日曜日とする。ただし、総体は夏季休業中のためその限りではない。
- (2) 中体連主催大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)、トレーナー等が、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、懲戒処分等を受けた場合は、下記①②に定めるところにより、指導者等の登録を禁止する。(「1回目」は24か月、「2回目」は「指導者の資格なし」)
 - ①「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応(再送)(H30.3)」
 - ②「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する栃木県中学校体育連盟の対応(H30.9)」

6 職員の服務・勤務態様

- ① 生徒引率の場合 ⇒ 出張(学校旅費)
- ② 大会役員及び審判員等の場合 ⇒ 出張(旅費別途)
※土・日曜日に出張し振替を取る場合は、各市町教育委員会の規程に準ずること。
- ③ 代表者会議の場合 ⇒ 出張(旅費別途)